

令和6年1月11日

監理団体
実習実施者 各位

外国人技能実習機構

令和6年能登半島地震により被災され、技能実習の継続が困難等になった監理団体及び実習実施者の皆様へ（お知らせ）

令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）による災害に伴う技能実習への対応については、技能実習特別相談窓口の設置や届出等について下記のとおりまとめましたので、お知らせします。併せて、別添リーフレットも作成しておりますので御参照ください。具体的な手続については、当機構が設置する下記窓口等に御相談ください。

なお、状況を踏まえ、その他必要な措置等を講じた場合は別途お知らせします。

記

1 技能実習特別相談窓口の設置について

能登半島地震に関して、監理団体、実習実施者及び技能実習生からの相談に対応するため、当機構本部、富山支所及び長野支所に技能実習特別相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置いたしました。

相談窓口は、監理団体及び実習実施者については当機構本部、富山支所及び長野支所に設置し、また、技能実習生向けには当機構本部の母国語相談において対応しておりますので、御相談ください。

なお、受け入れている技能実習生が被災によりお困りの場合には、母国語相談の活用を御案内していただくようお願いいたします。リーフレットのとおり各言語で連絡先を御案内しています。

2 技能実習中断の届出等について

被災により技能実習の継続が困難となった場合又は技能実習計画の変更を余儀なくされた場合には、技能実習実施困難時届出や技能実習計画

の変更認定申請等が必要となります。なお、技能実習実施困難時届出については、困難になった事由が発生してから2週間以内の提出を求めているところですが、状況を勘案し、提出が可能となった段階において速やかに届け出ることによって差し支えありません。

なお、在留期限が到来する技能実習生に係る手続については、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

※ 本件災害の影響を受けて、実習実施者の事業所（当該事業所の敷地及び周辺の道路等を含む。）が被災した技能実習生について、当該事業所における瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができます。

3 技能実習の実習先の変更について

実習先の事業の継続が困難となったものの技能実習生が実習の継続を希望する場合は、監理団体（企業単独型技能実習については企業単独型実習実施者、以下同様。）の責任において新たな実習先を探していますが、監理団体も被災、あるいは監理団体の傘下企業等に受入先が見つからないなど、スムーズな実習先の変更を行うことができない場合には、当機構において実習先の変更に係る支援を行いますので御相談ください。

4 監理事業の休止について

監理団体が被災により監理事業の全部又は一部を休止しなければならなくなった場合には、事業休止届出書の提出が必要となります。